

奈良県教育委員会教育長訓令第二号

教育委員会事務局

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会事務決裁規程（昭和四十一年九月奈良県教育委員会教育長訓令甲第五号）の一部を次のように改正し、令和元年十二月一日から施行する。

令和元年十一月十九日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

第二条第六号中「及び橿原考古学研究所附属博物館」を削る。